

<その他、取組に特徴のある事例>

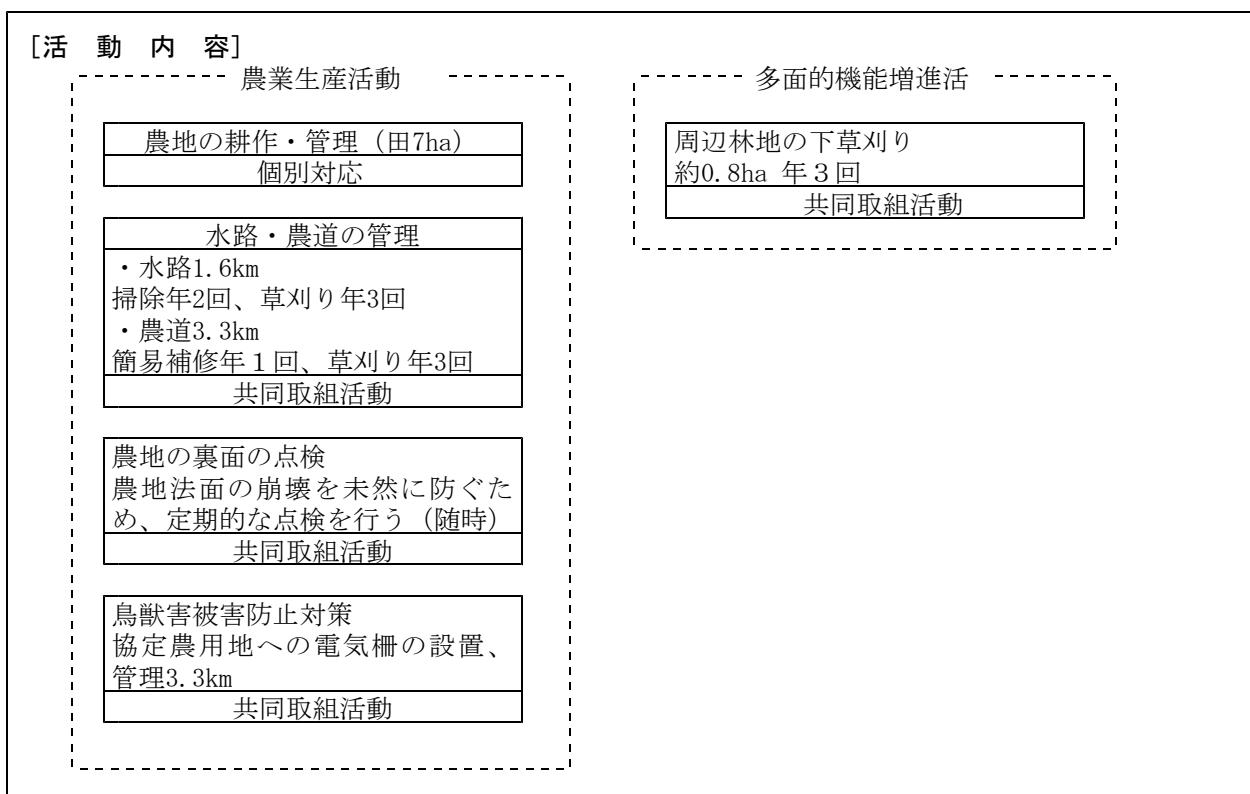
## ○鳥獣害対策を中心とした取組

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛知県新城市 <sup>つくで</sup> 菅沼 <sup>すがぬま</sup> 3			
協定面積 ha	田(100%) 水稻・牧草 ・トマト	畑	草地	採草放牧地
交付金額 万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	鳥獣害防止対策等の共同取組活動		22%
		役員活動費		7%
		その他		21%
協定参加者	農業者 13人			

### 2. 集落マスタープランの概要

- ・10～15年後も耕作放棄地を出さず、現在の農地を維持していく為に、毎年1～2回程度の農道の草刈り及び水路の泥上げを集落協定参加者全員で協力して行っていく。



### 3. 取組の経緯及び内容

#### (1) 取組の経緯

本集落は、新城市作手地区の北部の山間地に位置し、農地が山林に隣接しており、営農条件に恵まれておらず農業生産条件の不利な地域である。

菅沼3集落は農業従事者の高齢化や後継者不足の問題を抱え、さらにはシカ、イノシシを中心とした農作物への被害も増加しており、耕地の荒廃が進むとともに、個々の農家で農地の維持管理を行うことに対して不安感が高まっていた。

このような状況の中、集落がこれらの課題に対する取り組みについて話し合いを行うことにより、集落が共同で農地を守る意識が高まり集落協定を締結するに至った。

#### (2) 取組の内容

菅沼3集落は、農地と山林が隣接しているため、シカ、イノシシによる農作物被害が多く、水田及び畦畔が被害を受け、耕地の荒廃が進むとともに農家の生産意欲が減退傾向にあった。

そこで、地方振興事業及び市単独事業で設置した鳥獣防止柵及び捕獲檻の維持管理を直接支払制度の共同取組活動の一環として行い、また、有害鳥獣のすみかとなる恐れのある耕作放棄地を発生させないよう年数回集落の共同取組活動としてこれらの農地の草刈りを重点的に行うことにより農地を獣害から守る体制の強化を図った。



有害鳥獣による被害を防ぐため、檻を設置・維持管理を行う



集落協定参加者による農地の草刈及び周辺林地の下草刈り

[平成19年度までの主な効果]

- 集落全体で既存の農地を維持・管理しまた必要があれば修繕や改良をしてきたことにより、耕作放棄地の発生を防止することができた。